

C O P 10 及び SBSTA21 結果概要

議題：小規模 AR(新規植林・再植林)-CDM の簡素化された方法及び手続き並びに実施促進策

期間：2004 年 12 月 6 日(月)～17 日(金)

総論

先の SBSTA20 で持ち越しとなっていたバンドリングの取り扱い、小規模の閾値(年平均 8 キロトン CO₂)の定義、低所得者層のプロジェクト参加の証明方法、小規模 AR-CDM の促進方策等について議論が行われ、簡素化されたルール及びホスト国のキャパシティービルディングのための支援などを内容とする決定が C O P 10 で採択された。

各論

主 要 項 目	内 容	備 考
ベースライン	1. ベースラインに顕著な変化が起こらないことを示せる場合は、プロジェクト開始前に測定した現存する炭素蓄積をクレジット期間中一定と見なすことが可能 2. 顕著な変化が想定される場合は、理事会により開発される簡素化されたベースライン方法を活用することが必要 3. 理事会は、草地、農地、湿地、居住地の 4 タイプから森林に転換される活動の簡素化されたベースライン方法を開発 4. 理事会は上記 4 タイプにつき、COP / M O P 1 での検討のため、土壌・プロジェクト期間、気候条件を考慮した簡易手法を開発	プロジェクト参加者は理事会で開発した簡素法かプロジェクト独自の方法のどちらでも使用することが可能
モニタリング	1. ベースラインのモニタリングは必要なし 2. 理事会は COP / M O P 1 での検討のため、適切な統計手法に基づく現実純吸収量計測のための簡素化されたモニタリング方法を開発 3. 理事会はベースライン吸収量及び純吸収量の測定において、一つ以上の炭素プールを除外可能とするための簡素法を検討	理事会は、適切な場合は、プロジェクトタイプ毎に方法を提示
リーケージ	1. プロジェクト実施により各種活動や人の排除がプロジェクト境界外で起こらないことを証明できる場合等は、排出が増加するとしても、計測は不要 2. それ以外の場合は計測が必要で、理事会は計測のためのガイドラインを開発	
環境・社会経済影響の分析・評価	環境・社会経済影響の分析を実施し、仮に顕著なマイナス影響があると考えられる場合は、規模に応じた、評価を実施	
有効性審査、認証・検証	同一の指定運営機関が実施することが可能	
追加性	理事会は追加性に関するバリアを排出源 CDM を参考に開発	

バンドリング	1. デバンドリングの判断は3基準(同一プロジェクト参加者、過去2年以内の登録、最も近い境界の距離が1km以内) 2. 有効化、検証・認証に係る費用を削減する観点から、複数のプロジェクトの提出を調整することに関心があるプロジェクト参加者に対して、締約国が支援	
低所得者層の参加の証明	低所得者層の参加の有無はホスト国が決定	
課金等	途上国支援のための課金は差し引かず、CDM制度運営のための課金及び登録費用は低めに設定	
小規模の閾値 (8キロトンCO ₂ /年)	1. 各検証期間において、予想される純人為的吸収量の年平均値が8キロトンCO ₂ を越えないこと 2. 平均で年間8キロトンCO ₂ を越える吸収量があった場合、超える部分についてはクレジットの発行は不可	2.については、通常規模AR-CDMで規程済み
実施促進方策	1. 事務局に対して、追加的な資金を前提に、ウェブを活用した小規模AR-CDMに関する情報交換、情報へのアクセスの促進を要請 2. 付属書国に対して、ホスト国の簡素化された方法及び手続きの適用及び実施のためのキャパシティービルディングに対して支援を招聘 3. 関連する多国間機関、政府間機関、NGOに対して、 (a)低所得者層の参加を支援するキャパシティービルディングのためのプログラムの計画、開発、実践、 (b)小規模な林業活動の選択肢及びその炭素隔離量、衛星・航空画像、炭素評価モデル、マーケット情報を含むプロジェクト開発を支援するためのウェブを活用したツールの開発、 (c)関連する国際機関との連携による地域ワークショップの開催などを招聘	
その他	公的資金の活用については、ODAの流用を招かないこととのマラケシュ合意の内容を再確認	